

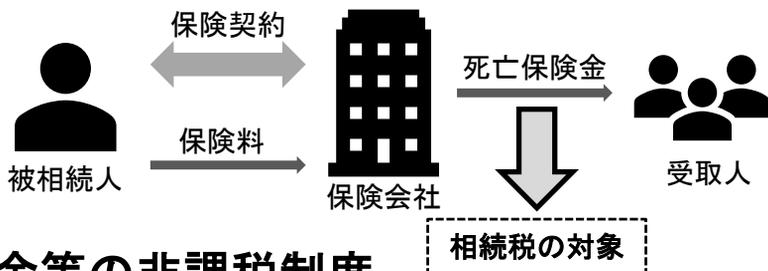
★死亡保険金と相続税申告

今回は、被相続人が自ら保険料を負担し、被保険者となっている生命保険契約等の死亡保険金の税務上の取り扱いとその注意点についてご案内いたします。 (塚越 康仁)

◎死亡保険金の税務上の取り扱い

被相続人が契約者（保険料負担者）であり、かつ被保険者である場合に受取人が受け取る保険金は、受取人固有の財産であり本来の相続財産ではありません。

しかし相続税法では「みなし相続財産」という扱いとなり、相続税の課税対象となります。



◎生命保険金等の非課税制度

上記の通り生命保険金等は相続税の課税対象となりますが、遺族の生活の安定等の見地から被相続人が受け取った生命保険金等のうち一定額までは非課税となります。

- 非課税限度額 … 500万円×法定相続人の数（※）
例）相続人が配偶者と2人の子の場合 … 500万円×3(人) = 1,500万円

（※）法定相続人の数について（養子の人数制限）

被相続人に実子がいる場合は養子の人数は1人まで、実子がいなかった場合は養子の人数は2人まで法定相続人の数に含めます。

なお保険契約が複数あるなど保険金を受け取る相続人が複数ある場合は、非課税限度額はそれぞれの相続人が受け取った生命保険金の金額の比で按分されるため、特定の受取人の非課税額を他の受取人より大きくする等の恣意的な按分はできません。

◎留意点

上記の通り、生命保険金等の非課税制度は受取人が相続人である場合に適用されるものであり、相続人以外が受取人である場合は、受け取った生命保険金の全額に対して相続税が課税されることとなります。そのため、次のような事例では特に注意が必要です。

≪事例≫被相続人の子の配偶者を死亡保険金の受取人に指定している場合の相続税課税

①死亡保険金に対する課税	非課税の適用を受けられず、全額が相続税の課税対象になります。
②生前贈与に対する課税	受取人は遺贈により財産を取得したことになるため、被相続人の相続開始前3年以内に被相続人から受けた贈与は相続税の課税対象になります。
③2割加算の対象	被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の方が遺贈により財産を取得したことになるため、その人の相続税額はその相続税額の2割に相当する金額を加算した金額になります。

相続開始後の資金繰り等の目的において生命保険は有効な手段となり得ます。一方で契約内容によっては、思いがけず相続税負担が大きくなってしまいうケースもあります。ご家族がどのような内容の生命保険契約を結んでいるのか、一度確認してみたいかがでしょうか。